

ID: 3054

担当部署: 産業課

<b>処分の概要</b>	許可証及び従事者証の再交付		
<b>法令名 根拠条項</b>	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第9項		
<b>法令番号</b>	平成14年法律第88号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第9条第9項の規定による。  (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条</p> <p>9 第1項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第7項の許可証(以下単に「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下単に「従事者証」という。)を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年6月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日